

ク ラ ブ 規 程

- 第 1 条 本連盟登録のクラブに関する定めは、本規程による。
- 第 2 条 本規程の制定改廃は、評議員会の審理を経て理事会の決定により行う。
- 第 3 条 本連盟登録クラブ（以下単に登録クラブという。）は、次の 4 種類に分ける。
(1)地域クラブ (2)学校クラブ (3)職域クラブ (4)専門クラブ
- 第 4 条 地域クラブは、各支部内に於て地理的結合にもとづいて結成されているクラブをいう。
- 第 5 条 学校クラブは、各種の学校に於て結成されたクラブをいう。
- 第 6 条 職域クラブは、会社、団体、又はその一事業所を単位として結成されたクラブをいう。
- 第 7 条 専門クラブは、専門的な結合によるクラブ、又は地域・学校・職域クラブに属さないクラブをいう。
- 第 8 条 クラブは、その所属する支部に於て管轄する。但し、学校・職域・専門クラブで 2 支部以上にまたがるときはその主たる事務所のある支部に於て管轄する。
- 第 9 条 地域クラブ及び学校クラブの構成員数は、各支部の実状に応じ、各地方本部の定めるところによる。
- 2 職域クラブ及び専門クラブのクラブ構成員は、原則として 10 名以上でその構成員の 3 分の 1 以上が会員でなければならない。
- 第 10 条 クラブ代表者及び連絡者は、正員でなければならない。
- 2 地域クラブ代表者は、成年者で、かつ、他のクラブ代表者を兼任していない者であること。
- 第 11 条 削除
- 第 12 条 各クラブは連盟の周知事項について優先的に連絡を受けることができる。
- 第 13 条 クラブが登録申請をする場合は、所定の様式に必要事項を詳細に記入し、支部長を経由して地方本部長に提出しなければならない。
- 第 14 条 地方本部長が登録を承認したときはその旨をクラブに通知するとともに、各 1 部を地方本部及び連盟事務局に保管するものとする。
- 第 15 条 クラブは、クラブ代表者、連絡者及び事務所を変更したときは、第 13 条に準じその旨直ちに届出なければならない。
- 第 16 条 クラブの登録有効期間は、通常選挙の行われた年の翌年 4 月までとし、4 月に支部の指示に従って登録更新をするものとする。
- 2 前項の登録更新のとき、更新届出のないものは、1 カ月間の猶予期間を経て登録を取り消すものとする。
- 第 17 条 削除
- 第 18 条 社団局が会員として入会していても、本規程によりクラブ登録の手続きを経なければ、本規程は、適用されないものとする。
- 第 19 条 クラブ登録及び本規程第 15 条による変更事項は、連盟の Web で発表する。
- 第 20 条 クラブの構成員の中に本連盟を除名された者が含まれるときは、地方本部長は、

その旨クラブに通知し、クラブ構成員から除くことを要求することができる。

第 21 条 本連盟定款・規則類及び本規程に違反する行為があり、会長及び地方本部長の勧告にも従わないクラブは登録を抹消するものとする。

第 22 条 本連盟とクラブは、相互に経済的負担は有しないものとする。

第 23 条 地域クラブに関し、本規程に定める以外のクラブの活動および運用について、必要がある場合は、地方本部で定めるものとする。

2 クラブは、連盟、地方本部及び支部の行事に協力するものとする。

第 24 条 削除

付 則

昭和 36 年 3 月 26 日制定施行

- 以下略 -

付 則

平成 18 年 5 月 27 日 改正 第 3 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、